

『改正育児・介護休業法』 及び『働き方改革』セミナー

昨年 10 月 1 日より施行された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、育児及び家族の介護を行いやすくするために、所定労働時間等に関して事業主が講ずべき措置を定める他、そのような従業員等に対する支援措置等を講ずることにより、従業員が退職をせずに済むようにし、その雇用の継続を図ると共に、育児又は家族の介護のために退職した者の、再就職の促進を図ることとしている。

この改正育児・介護休業法をしっかりと理解することで、育児及び家族の介護を行う従業員の職業生活と、家庭生活の両立が図られるよう支援する。

このことは我々中小企業にとって人材確保が困難な時代に、会員企業の皆様の一助となると考えます。

また、「働き方改革」については「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面している現在、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。

この機会に是非ご参加いただければ幸いです。

記

- ◆ 日 時 平成 30 年 3 月 20 日（火） 18 時 10 分～
- ◆ 会 場 北とぴあ 7F 第 2 研修室 B
- ◆ 講 師 フィナン・コンサルティング
 特定社会保険労務士 佐藤 良道 先生
- ◆ 受講料 無 料
- ◆ 定 員 50 名
- ◆ 締 切 平成 30 年 3 月 9 日（金）
 （締切前でも定員になり次第受付終了）
- ◆ 申込み 王子法人会 事務局 TEL/03-5390-1112
 →FAX/03-5390-1115 →MAIL/info@oji-hojinkai.or.jp

（切り取らずにこのまま FAX 送信して下さい）

平成 30 年 3 月 20 日（火）『改正育児・介護休業法』及び『働き方改革』セミナー 申込書

法 人 名	(会員 ・ 一般)	(TEL)
		(FAX)
参 加 者 名		(MAIL)
参 加 者 名		

1 社につき、2 名まででお願いいたします。